県葛城市大屋五十七―五」に改め、同表白石興業株式会社の項から有限会社豊和コンクリートの項まで、株式会社エヌテックの項、峯松配管有限会社の項、株式会社田口鋳造所の項及び有限会社ウッディクラフトアラキの項を削り、同表株式会社ガルバ興業の項中「愛媛県今治市波方町樋口甲九百九十一番地」を「愛媛県西条市北条九百六十二番地五十九」に、株式会社三国工業所の項中「福岡県北九州市八幡西区紅海一丁目十一番二十七号」を「福岡県北九州市八幡西区紅梅一丁目十一番二十七号」に改め、同表株式会社大濱組の項、有限会社前田組の項、中央機工株式会社の項、シンコウ・エスビー株式会社の項及び南陽産業株式会社の項を削り、同表有限会社中野工務店の項中「熊本県熊本市北迫町三十三番地」を「熊本県熊本市北区北迫町三十三番地」に、宮田鉄筋工業株式会社の項中「熊本県熊本市九品寺三丁目十五番四十三号」を「熊本県熊本市中央区九品寺三丁目十五番四十三号」に改め、同表株式会社モリテックの項、株式会社長野組の項、山王電気株式会社の項、有限会社戸澤鉄筋工業の項、有限会社小野の項及び岸部毛織株式会社の項を削る。

「

日新化工株式会社	埼玉県入間市狭山ケ原三百五十六番地
有限会社伸和工業所	静岡県浜松市西区雄踏町山崎五千七百六十二番地
有限会社髙野製作所	埼玉県熊谷市成沢千百九十番地

」を

「

有限会社髙野製作所	埼玉県熊谷市成沢千百九十番地

」に改める。

同表株式会社三光製作所の項を削り、同表株式会社ケミテックの項中「愛媛県今治市波方町郷甲千二百二十九番地」を「愛媛県西条市北条九百六十二番地五十九」に改め、同表有限会社セキネアルマイトの項、有限会社大坪紙工の項、株式会社吉野鉄筋工業の項、三恵株式会社の項、株式会社レンタルのジタの項、株式会社芦原冷間鍛造の項、株式会社深谷組の項、株式会社常盤コンクリート工業所の項、株式会社川元工務店の項、株式会社後藤製作所の項、大西工業株式会社の項、有限会社田辺工業の項、株式会社KONNOPROの項、秀栄継手工業株式会社の項、株式会社ベルコの項、株式会社マルエヌの項、共立工業株式会社の項、株式会社山口建興の項、株式会社堀川製作所の項、藤代製作所の項、株式会社高橋製作所の項、有限会社佐々木鉄筋工業の項、有限会社アカホリ部品の項、株式会社丸秀の項、有限会社吉澤工務店の項、株式会社イトーの項、有限会社共栄商事の項、富山県金型協同組合の項、有限会社酒井鉄筋工業の項、株式会社東北モールドの項、株式会社瀬田製作所の項、ソノルカエンジニアリング株式会社の項から有限会社トイチの項まで、コアキャスト株式会社の項、株式会社大栄鉄工所の項及び株式会社大栄コーポレーションの項を削り、同表に次のように加える。

有限会社コーワ建設工業	福島県郡山市御前南五丁目五十八番地
株式会社相模鉄筋工業	福島県郡山市逢瀬町河内字平内三十八番地
株式会社大宮鍍金工業	埼玉県さいたま市北区日進町一丁目百八十八番地
株式会社村井工務店	東京都稲城市東長沼千七十五番二号
株式会社アオノ	静岡県浜松市中区高丘東一丁目六番二十五号
株式会社石橋組	福岡県久留米市安武町住吉五百四十九番地の二

型枠施工	
鉄筋施工	
めっき	
型枠施工	
プラスチック成形	
建設機械施工	

第三号中「平成二十二年七月一日」を「平成二十五年八月二十七日」に改める。

○厚生労働省告示第二百七十三号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年八月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	廃止の日
八六	社団法人下関市薬剤師会	山口県下関市秋根南町二丁目三番一号	山口県下関市秋根南町二丁目三番一号	理化学試験	平成二十五年五月三十一日

○厚生労働省告示第二百七十四号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である株式会社再春館安心安全研究所について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十五年五月七日をもってその住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年八月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

一　住所

変更前　熊本県熊本市中央区本荘三丁目二番一九号

変更後　熊本県熊本市中央区帯山四丁目一七番一号

二　試験検査を行う事業所の所在地

変更前　熊本県熊本市中央区本荘三丁目二番一九号

変更後　熊本県熊本市中央区帯山四丁目一七番一号

○厚生労働省告示第二百七十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十五年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に第28部として次のように加える。

第28部　追補(24)

品名	用法	規格単位	薬価円
（あ）			
アラベル内用剤1.5g		1.5g1瓶	87,867.30
アラグリオ内用剤1.5g		1.5g1瓶	87,867.30
（い）			
イーケプラドライシロップ50%		50%1g	253.90
イーフェンバッカル錠50㎍		50㎍1錠	507.50
イーフェンバッカル錠100㎍		100㎍1錠	708.10
イーフェンバッカル錠200㎍		200㎍1錠	988.00
イーフェンバッカル錠400㎍		400㎍1錠	1,378.60
イーフェンバッカル錠600㎍		600㎍1錠	1,675.20
イーフェンバッカル錠800㎍		800㎍1錠	1,923.60
イルトラ配合錠HD		1錠	195.80
イルトラ配合錠LD		1錠	130.50